

滋賀県市町村職員研修センター職員の共済制度に関する条例

[平成14年4月1日滋賀県市町村職員研修センター条例第17号]

改正 平成25年 2月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 滋賀県市町村職員研修センター（以下「研修センター」という。）の職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の趣旨に基づき、福利増進を図るため、独立の互助会（以下「互助会」という。）を組織することができる。

(管理運営)

第2条 互助会の管理運営は、会員の総意に基づいて行う。

(事業)

第3条 互助会は、会員の福利厚生に関する事業、医療等に関する給付およびその他の事業を行う。

(経費)

第4条 互助会の経費は、会員の掛金、研修センターの補助金およびその他の収入をもって充てる。

(助成)

第5条 管理者は、研修センターの職員を互助会の業務に従事させることができる。

(管理監督)

第6条 管理者は、互助会の業務を監督し必要な報告を求めることができる。

(委託)

第7条 互助会は、第3条の事業を一般財団法人滋賀県市町村職員互助会に委託して行うことができる。

付 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 （平成25年2月28日条例1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。